

こんなときどうする？

家人といっしょに考えてみよう

Aさんの担任の先生が、「直接いじめる人だけでなく、いじめを周りで見ているだけの人も、いじめをしているのと同じだよ。」と話をしました。Aさんは、先生のいうことも分かるのですが、いじめを止めに入つて、自分がいじめられる側になつてしまつたらいやだなと思つてしまつます。いじめを見るのはいやだし、できればいじめを止めたいと思いますが、実際にその場になればとめる勇気がもてるか不安です。Aさんは「どうしたらいいのかな？」と悩んでしまつました。

①「いじめを周りで見ているだけの人も、いじめをしているのと同じだよ。」と先生は言っていますが、あなたはどう思いますか。

②いじめを止める方法として、どのようなことが考えられますか。

③いじめをその場でとめる以外に、周りの人はどのようなことができると思ひますか。

④あなたがAさんなら、これからどうしますか。

※上記のワークシートは、「いじめ事例別ワークシート」（三重県教育委員会（三重弁護士会作成協力））を参考に作成しました。

つらい思いをしたり、困った時は、家人や先生、下記の『相談電話』などに相談しましょう。

名前	電話番号	曜日・時間	内容
いじめ電話相談 (三重県総合教育センター)	059-226-3779	毎日、24時間	臨床心理士などの専門家が対応します。面接相談の予約もできます。
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310	毎日、24時間	電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関(三重県総合教育センター)に接続します。
チャイルドラインMIE	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00	18歳までの子ども専用電話 12月29日から1月3日を除く。
こどもほっとダイヤル	0800-200-2555	13:00～21:00	18歳までの子どもからの相談が対象
子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15	法務省の人権擁護委員又は、法務局職員が対応します。いじめ以外の相談もできます。 保護者のみなさんからの相談にも対応します。
こども弁護士ダイヤル (三重弁護士会)	059-224-7950	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	いじめ、体罰、虐待など「子どもの人権問題」に関する、子どもからの相談を無料で受け付けします。
少年相談110番 (三重県警察)	0120-41-7867	月～金 9:00～17:00	出張所内に設置されており、いじめなどの相談を受け付けます。 祝日・年末年始を除く。



児童用リーフレット(4、5、6年生用)

三重県 ぼうしじょうれい いじめ防止条例

平成30年4月1日施行

いじめは、人の心や体をきずつけます。ときには命をうばってしまうこともあります。いじめは、ぜつたにいけないことです。いじめをなくすためには、自分を大切にするとともに、一人ひとりのちがいを理解し、まわりの人も大切にすることが大事です。

もし、あなたがいじめにあったり、いじめを見つけたりしたら、ともだちや先生、家人などに相談しましょう。大人はみなさんを守ってくれます。



みえけん みえけんきょういくいいんかい
三重県・三重県教育委員会

三重県いじめ防止条例

※ 条例とは、県や市町で決められた決まりです。

なぜ条例ができたのか？

みんなが健康に成長し、安心して生活できる社会をつくるために条例がつくられました。



いじめとは

「いじめ」とは、された人が心や体に苦しみや痛みを感じる行為のことです。(インターネットを通して行われるものも含まれます。)



条例で目指していること

みんなが安心して勉強や運動などの活動に取り組むことができるよう、学校内や学校外に関係なく、いじめが行われなくなるようにします。
いじめがなぜいけないかということなどが、よくわかるようにします。
みんなが、いじめをなくすために自分たちで話したり、いじめを見たら注意をしたりだれかに相談したりすることができるようになることを目指します。
学校だけでなく三重県のすべての人が協力して、いじめの問題を解決します。

いじめのきんし

みんなは、いじめを行ってはいけません。



いじめをなくすためにみんなですること。 いじめからみんなを守るためにすること。

保護者



三重県でくらす人

みんなの自分を大切に思う気持ちや人を思いやる心を育てます。

みんなの話をよく聞いて様子を見守り、みんながいじめを受けたときは、いじめから守ります。

地域においてみんなを見守り、みんなが安心して生活できるようにします。



みなさん

みんなは、自分を大切にするとともに、一人ひとりがいを理解し、まわりの人も大切にします。

みんなは、いじめを見て見ぬふりをすることなく、学校の先生や保護者、相談電話などに相談するように心がけます。



学校や先生たち



みんなの手本となります。

みんなのことをよく知り、いじめを早く見つけられるようにし、学校全体でいじめを防止します。

みんなが、いじめにあっていると思われるときは、すぐに対応します。

みんなが、いじめをなくすために自ら行う活動にいっしょに取り組みます。

いじめを早く見つけるためのこと

学校は、定期的なアンケートや面談を行います。

三重県では、みんなや保護者の方などが、安心していじめの相談や通報ができるようにします。



インターネットでのいじめに対してすること

三重県では、インターネットでのいじめの防止に必要な取組を行います。

三重県では、みんながインターネットでのいじめに巻き込まれていないかどうかを見守ります。

みんなが、安全にインターネットを使うことができるようになるための学習を行います。

※インターネットでのいじめとは、インターネット上で人の悪口を書いたり、本人に無断で写真を載せたりすることや、インターネット上のグループでなかま外れにしたりすることです。

「みんなからの声」

キッズモニターアンケート、児童生徒アンケート
いじめの問題に対する意見提案より（主な意見を抜粋）

このような児童生徒のみんなの声を参考に、「三重県いじめ防止条例」ができました。

いじめをなくすためにできること

- ★ 一人ひとりのちかいを理解する。
- ★ 見て見ぬふりをしない。
- ★ お互いを認め合う。
- ★ 自分もまわりの人も大切にする。

条例(ルール)をつくるとしたら

- ★ いじめを絶対にしない。
- ★ いじめをしてはいけないし、いじめられているのを見て見ぬふりをしてもいけない。
- ★ 24時間子どもが相談できる制度をつくる。
- ★ いじめを見つけたら報告・注意をする。
- ★ SNS等で他人をきずつける言動を禁じる。

自分たちに必要を感じるルール

- ★ 私たちは、見て見ぬふりをしない。
- ★ 私たちは、一人ひとりの個性を尊重し、認め合う。
- ★ 私たちは、インターネット上で悪口を言わない。